

こどもの意見表明等支援事業委託業務  
プロポーザル審査要領

こどもの意見表明等支援事業委託業務に関するプロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「こどもの意見表明等支援事業委託業務公募型プロポーザル募集要領」（以下「募集要領」という。）に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は 500 点（審査員 1 人当たり 100 点）とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりです。

<u>(1) 業務に対する考え方</u>	<u>(10 点)</u>
<u>(2) 事業内容の企画</u>	<u>(60 点)</u>
<u>(3) 実施体制</u>	<u>(20 点)</u>
<u>(4) 参考見積書</u>	<u>(10 点)</u>

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

(1) 日時、場所

日時：令和 8 年 4 月上旬～中旬（決まり次第お知らせします。）

場所：決まり次第お知らせします。

(2) プレゼンテーション

- ① プレゼンテーションの時間は 1 社 20 分とします。（※応募多数の場合は時間を変更することがありますが、その場合はあらかじめご連絡させていただきます）
- ② 順番は別途お知らせします。
- ③ 各社のプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設けます。

4 審査の方法

- (1) 提出された企画提案書と、プレゼンテーションに対する審査を行います。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行います。
- (3) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を決定します。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で 2 者以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定します。
- (5) 上記 (3) (4) にかかわらず、総合得点が 300 点未満の場合は、候補者又は次点者として選定しません。

## 審査基準

審査の項目	配点	審査の視点
業務に対する考え方	10	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 事業の目的を正しく理解した提案となっているか。</li></ul>
事業内容の企画	60	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 業務の実施方法が、具体的かつ適切な提案となっているか。</li><li>・ 効率的な事業の実施のための工夫があるか。</li><li>・ 独自の業務提案があり、その内容が事業の目的に効果が期待できるものとなっているか。</li></ul>
実施体制	20	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 事業を円滑に実施できる人員・体制が確保されているか。</li><li>・ 個人情報保護が適切に管理される体制が確保されているか。</li></ul>
参考見積書	10	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 積算内訳及び根拠が明確に示されているか。</li><li>・ 見積額が企画提案内容に対して、妥当な金額となっているか。</li></ul>
合計	100	